

SCBSHINKIN
CENTRAL
BANK**金融調査情報****27-6****(2015. 6. 10)****信金中央金庫****SCB 地域・中小企業研究所**〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7
TEL. 03-5202-7671 FAX. 03-3278-7048
URL <http://www.scbri.jp>**京都信用金庫がABLの先駆者と成り得た理由****—無担保融資を厭わない目利き力による事業性評価—****視 点**

今後の地域金融機関には、従来以上に目利き力を発揮して債務者の業況や実態を適切に把握し、決算書では把握できない資金フローや事業の状況を見極め、債務者の資金ニーズに応需していくことが求められる。このような要請に対し、担保資産の管理等を通じて事業の流れやキャッシュフロー等の継続的なモニタリングを行い、経営実態把握の強化を目的とするABL（動産・売掛金担保融資）は有効な対応策となり得る。本稿では、このABLの取組み実績が質・量ともに豊富で、かつPDCAの観点から事後検証を徹底し、組織的な対応を実現している京都信用金庫に対してヒアリングを実施した内容について紹介する。

要 旨

- ABLの実態は無担保融資に近く、金融機関側においては相応のリスクを負うことを前提に取り組むべき融資である。企業側においても、在庫や売掛金が担保となることから、事業遂行への真剣な取組みが求められる。
- 京都信用金庫は、ABL案件の1件1件に対して高い問題意識を持って取り組んでおり、デフォルトに至ってしまった場合でもその要因を分析・検証し、以降の融資業務に向けた“教訓”として体系化している。これはPDCAサイクルのフローそのものである。
- 京都信用金庫のABLは無担保融資の延長線上にあり、むしろモニタリングを重視するコベナント融資に近く、これまで徹底・継続してきた商流の理解や実態把握への取組みがABLに昇華したと言えよう。担保の有無ではなく事業を見極めて判断を行う当金庫の融資スタンスは、近年本格化している創業・開業融資でも成功の鍵となっている。
- 地方創生、金融モニタリング基本方針といった観点から事業性評価融資への対応要請が強まっているが、事業性評価融資への対応力は、今後5年～10年後を見据えた中小企業向け融資ビジネスを支える基盤である。いかに根拠を持って不動産担保融資からの脱却を図るか、この長年の課題を目利き力の向上で解決できれば、信用金庫は他業態に真似のできないビジネスモデルを確立できるだろう。

キーワード 事業性評価融資 継続的モニタリング PDCA コベナント CCL

目次

はじめに

1. 金融機関の視点からABLをどう位置付けるか
 - (1) ABLに対する金融機関のスタンス
 - (2) 金融検査マニュアルとABL
2. 京都信用金庫による取組みの足跡
 - (1) 京都信用金庫のABL
 - (2) 取組み事例と実践的PDCAサイクル
3. 地域相互扶助融資制度（CCL）への発展
4. 京都信用金庫におけるABLの考え方

おわりに

はじめに

平成27年1月20日、金融庁は『「まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成26年12月27日閣議決定）」を踏まえた金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕への新たな事例の追加について』を公表した。これは、書替えが継続している手形貸付等の“短期継続融資”について、正常運転資金の範囲内でも対応を差し控え、担保・保証付の長期融資で対応する動きが一部で見られていたことを受けたものである。

ポイントは、①正常運転資金として対応することは何ら問題ないこと、②“短期継続融資”は無担保、無保証の短期融資で債務者の資金ニーズに応需し、書替え時には債務者の業況や実態を適切に把握してその継続の是非を判断するため、金融機関が目利き力を発揮するための融資の一手法となり得ること、③正常運転資金は業種や事業によって様々であり、また、ある一時点のバランスシートの状況だけでなく、期中に発生した資金需要等のフロー面や事業の状況を考慮することも重要であることの3点である。

今後の地域金融機関には、従来以上に目利き力を発揮して債務者の業況や実態を適切に把握し、決算書では把握できない資金フローや事業の状況を見極め、債務者の資金ニーズに応需していくことが求められるだろう。このような要請に対し、担保資産の管理等を通じて事業の流れやキャッシュフロー等の継続的なモニタリングを行い、経営実態把握の強化を目的とするABL（動産・売掛金担保融資）は有効な対応策となり得る。

ABL実務の詳細は昨年12月、本年2月に発信している金融調査情報（26-4、26-5）で述べているところであるが、実はABLの実態は無担保融資に近く、金融機関側においては相応のリスクを負うことを前提に取り組むべき融資である。そして企業側においても、在庫や売掛金が担保となることから、事業遂行への真剣な取組みが求められる。

本稿では、このABLの取組み実績が質・量ともに豊富で、かつPDCAの観点から事後検証を徹底し、組織的な対応を実現している京都信用金庫に対してヒアリングを実施した内容について紹介することとしたい。

1. 金融機関の視点からABLをどう位置付けるか

(1) ABLに対する金融機関のスタンス

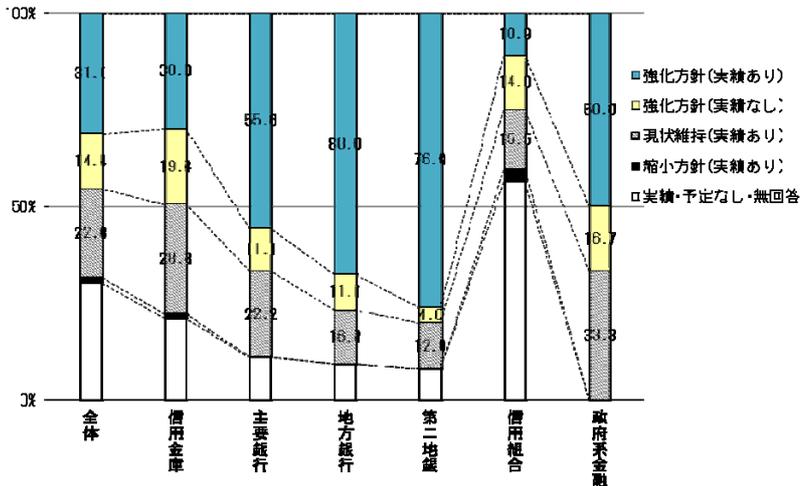
ABLに対する業態別のスタンスは図表1のとおりである。信用金庫の回答は、これまでの実績の有無に関わらず5割弱が「強化方針」としており、特に「実績はないものの強化方針」としている割合は19.4%と各業態の中で最も高い。また、実績はあるものの「現状維持」としている割合も28.3%と高いことから、実績のある信用金庫の今後の方針が、「強化方針」と「現状維持」とに二分化していることが理解できる。

地方銀行・第二地銀の回答は、これまでの実績があり今後さらに「強化方針」としている割合がそれぞれ80.0%、76.0%と大半を占めており、引き続きABLに注力していく姿勢が示されている。

こうした業態間のスタンスの相違はなぜ生じるのだろうか。ABL取組みの理由についての回答を業態別に見ると、「取引先の取引状況をモニタリングできるから」「取引先の低い取引先への取引拡充ができるから」「保全により損失を軽減できるから」「地域の産業・企業育成の観点で有用な手段であるから」とする割合は、地方銀行・第二地銀が信用金庫を大きく上回っている。さらには、「地域の産業・企業育成の観点で有用な手段であるから」とする割合も、地方銀行・第二地銀は信用金庫を上回っている。(図表2)

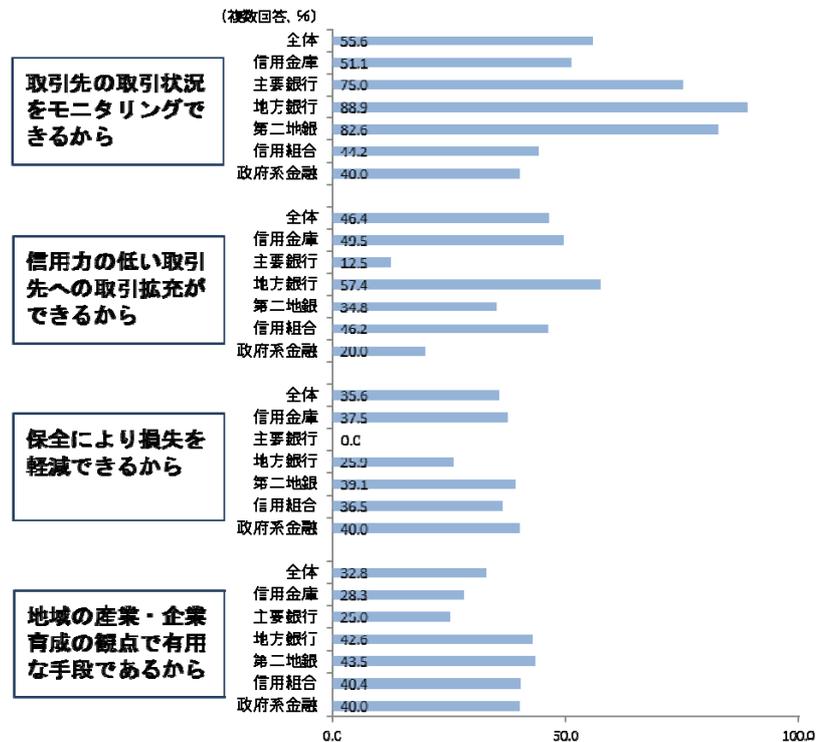
次に、ABLへの取組みによるメリットに関する回答を見ると、「顧客の経営状態(リスク)が把握し易くなった」

(図表1) 今後のABLの実施方針



(備考)経済産業省 平成 25 年度 産業金融システムの構築及び整備調査委託事業「ABL及び電子記録債権の普及促進のためのケーススタディ等」報告書より信金中央金庫地域・中小企業研究所作成

(図表2) ABLの取組みの維持・強化の方針をとる理由



(備考)経済産業省 平成 25 年度 産業金融システムの構築及び整備調査委託事業「ABL及び電子記録債権の普及促進のためのケーススタディ等」報告書より信金中央金庫地域・中小企業研究所作成

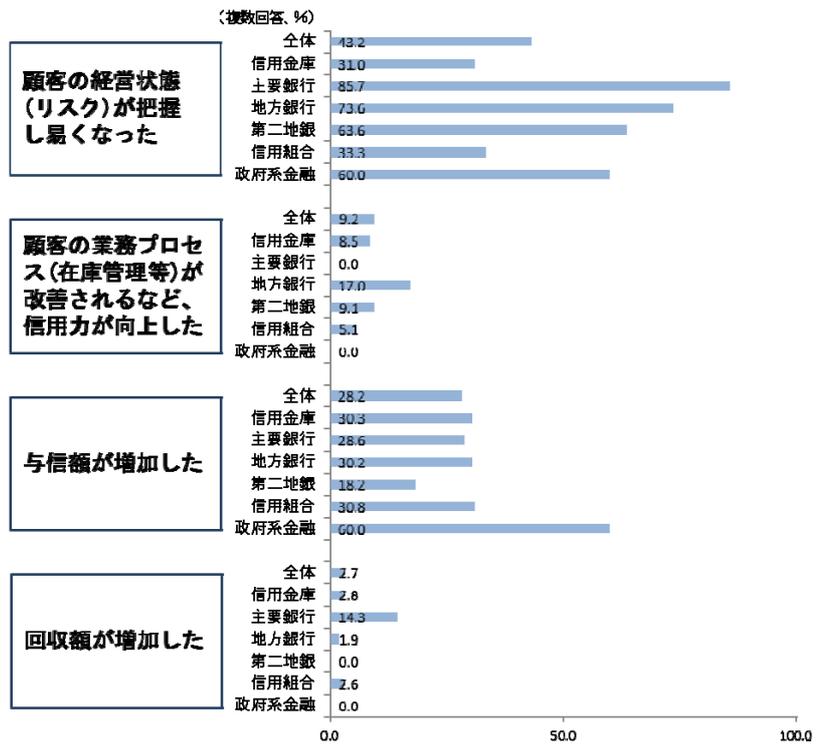
とする割合について地方銀行・第二地銀が信用金庫を大きく上回っている。(図表3)

地方銀行・第二地銀は、ABLに取り組むことで顧客の実態把握を強化できると判断し、その合理的メリットを根拠に強化方針を示していると言えよう。そして、その実態把握の対象となるABL実施先事業者の信用力については、信用金庫、地方銀行・第二地銀のいずれも正常先・要注意先クラスと回答する割合が高く、業態間での顕著な差は生じていない。(図表4)

以上を踏まえると、ABLについて「強化方針」と「現状維持」とに割れる信用金庫は、企業の実態把握を強化していくことに積極的な地方銀行・第二地銀と比較して多少消極スタンスに見えるかもしれない。各業態にはそれぞれの特性があり一概に論じることはできないが、ここではその要因を考えてみたい。

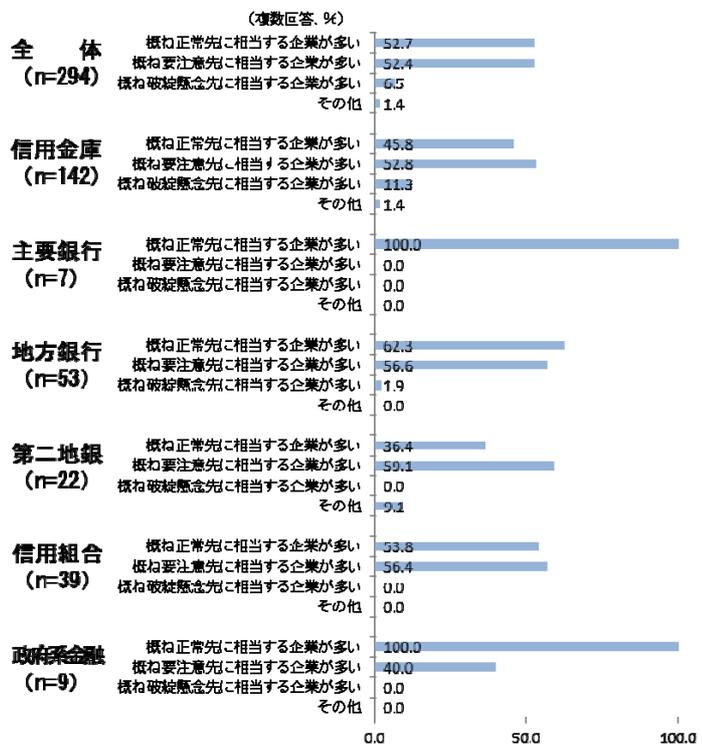
現状、ABLにおける担保管理・モニタリングの“課題”は図表5のとおりである。業態間で比較すれば、「体制・ノウハウが確立されていない」という項目では信用金庫の割合が相対的に高く、「管理業務に時間・手間がかかりすぎる」とい

(図表3) ABLによるメリット



(備考)経済産業省 平成25年度 産業金融システムの構築及び整備調査委託事業「ABL及び電子記録債権の普及促進のためのケーススタディ等」報告書より信金中央金庫地域・中小企業研究所作成

(図表4) ABL実施先事業者の信用力



(備考)経済産業省 平成25年度 産業金融システムの構築及び整備調査委託事業「ABL及び電子記録債権の普及促進のためのケーススタディ等」報告書より信金中央金庫地域・中小企業研究所作成

う項目では地方銀行・第二地銀の割合が相対的に高い。ただしいずれも目立った差異ではないことから、各業態がABLの取組みに際して認識する“課題”は、概ね共通と考えられる。これはつまり、地方銀行・第二地銀も信用金庫と同様の課題に直面しているものの、それでも試行錯誤を繰り返しつつ不動産担保の有無に関わらないニューマネー供給を行うためABLに注力していることを示していると言えよう。

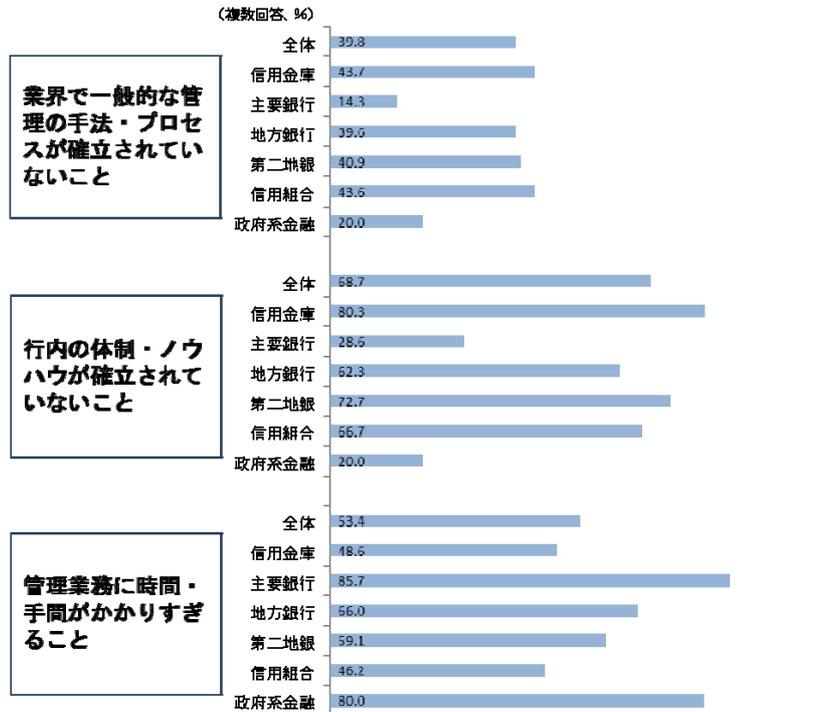
一方で信用金庫の場合、ABLに取り組みつつもモニタリングを通じたABLのメリットを十分享受できていないケースも多く、それ故にインセンティブが働きにくい構造となっている可能性もある。

いずれにしても、ABLの生命線はモニタリングであり、信用金庫が地方銀行・第二地銀に伍して目利き力を発揮していくためには、このABLのメリットをさらに追求していくことが必要だろう。

ところで、ABLの寄与度を測るための目安である“与信額の増加状況”を見ると、信用金庫の回答は「5%未満の増加」という割合が過半に達し、「5%以上の増加」という割合も4割強となっている。

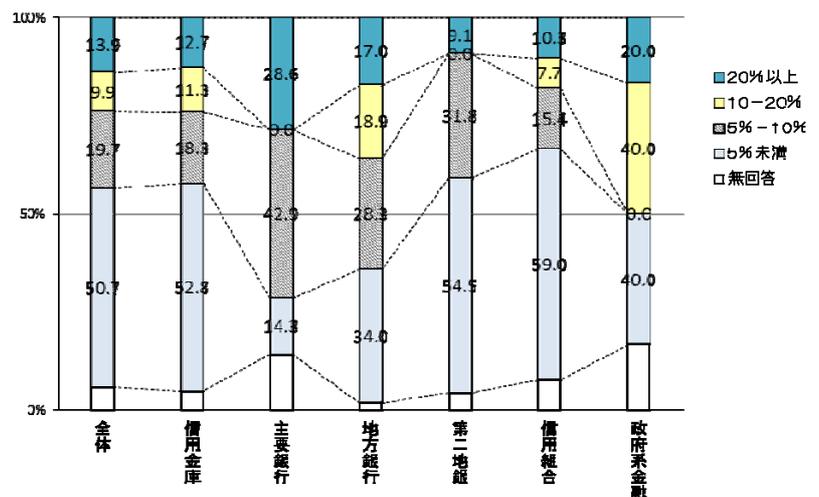
これは概ね第二地銀に相当する水準であり、既にABLに取り組んでいる信用金庫においては、ニューマネー供給の機能を確実に発揮している事実が理解できる。（図表6）

（図表5） 担保管理・モニタリングの課題



（備考）経済産業省 平成 25 年度 産業金融システムの構築及び整備調査委託事業「ABL及び電子記録債権の普及促進のためのケーススタディ等」報告書より信金中央金庫地域・中小企業研究所作成

（図表6） ABLによる与信額の増加状況



（備考）経済産業省 平成 25 年度 産業金融システムの構築及び整備調査委託事業「ABL及び電子記録債権の普及促進のためのケーススタディ等」報告書より信金中央金庫地域・中小企業研究所作成

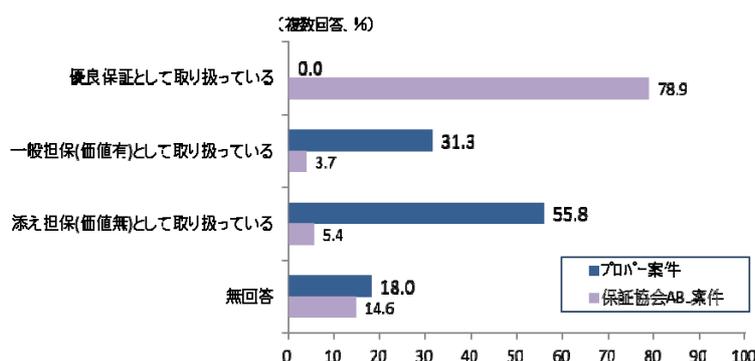
(2) 金融検査マニュアルとABL

ABLは、形態として担保融資であることから、自己査定上は債権・動産担保の取扱いを定める必要がある。自己査定上の取扱い方法についての調査結果は図表7のとおりである。ここでは、信用保証協会の保証付ABL案件（ABL保証）と、それ以外のプロパー案件とに区分しており、前者については優良保証として取り扱っているとする回答が78.9%に達している。しかしプロパー案件については回答が分かれており、一般担保（自己査定上の価値あり）とする割合が31.3%、添え担保（自己査定上の価値なし）とする割合が55.8%となっている。

この点については、個別の債権・動産の内容が不明であることから断言はできないが、少なくとも自己査定上の一般担保として取り扱うためには「金融検査マニュアルに関するよくあるご質問（FAQ）別編《ABL編》」（以下、「FAQ」という。）に例示された水準の体制・管理が要求されている。FAQが例示している一般担保化の要件は、①対抗要件の適切な具備、②継続的なモニタリング、③客観性・合理性のある評価取得、④適切な換価手段の確保、⑤担保権実行時の手続きの確立等があるが、現状の国内ABLインフラの実態を踏まえると特に動産担保のハードルが高い。このため、“一般担保化している”と回答したケースの大部分は債権担保についての見解であった可能性が高いと考えられる。

なお、金融庁は平成25年2月にこのFAQを公表したが、同年6月には早々に改定版を公表した。改定内容はテクニカルな事項が中心であったが、その中でも特筆すべきは、新たに次の文言が加えられた点である。

(図表7) ABL案件の取扱い方法



ABL案件の一般担保化のための課題 ~ 回答割合上位4項目（複数回答）

- 適切な換価手段を確保すること【73.1%】
- 数量および品質等を継続的にモニタリングすること【57.1%】
- 客観性・合理性のある方法による評価を実際に実施（外部から取得）すること【46.9%】
- 担保の品質に応じて実行時の適切な手続きをあらかじめ確立しておくこと【43.2%】
- 対抗要件を適切に具備すること【32.0%】

(備考) 経済産業省 平成25年度 産業金融システムの構築及び整備調査委託事業「ABL及び電子記録債権の普及促進のためのケーススタディ等」報告書より信金中央金庫地域・中小企業研究所作成

- Q. 債務者区分が要注意先以上の場合については、動産担保及び売掛金担保について、債務者の意向等も踏まえつつ、例えば、譲渡登記を行わないなど、金融検査マニュアルの一般担保の要件を満たさない担保管理を行うことを検討していますが、自己査定上、問題はありますか。
- A. 債務者区分が要注意先以上の場合においては、担保資産の処分可能見込額を勘案した貸倒引当金の計上を行わない、すなわち、金融検査マニュアルの一般担保の要件を満たすかどうかは貸倒引当金の計上には影響を与えないことから、動産・売掛金担保について、債務者の意向等も踏まえつつ、例えば、譲渡登記を行わないなど、金融検査マニュアルの一般担保の要件を満たさない担保管理を行っても、自己査定上、問題となることはありません。

つまり改定FAQは、企業の信用力が正常先や要注意先の場合、一般貸倒引当金の対象でありリスクは通常限定的であることから、動産の換価処分を前提とする一般担保要件を敢えて満たさない対応であっても問題視されることはない旨を示している。改定FAQは同時に、「ABLにおける担保資産については、その客観的な処分可能性に着目するのではなく、ABLの特質を踏まえ、担保資産の管理等を通じて、債務者の経営実態を把握することに着目した取扱いであることから、必ずしも、金融検査マニュアルの一般担保の要件を満たしている必要はありません。」と明記している。

実際のところ、信用金庫のABL実施先は正常先および要注意先クラスが中心であり、評価や換価処分などの形態に固執せず柔軟に対応することができれば、コストや事務負担も軽減されるだろう。そうすると、求められる対応は「継続的なモニタリング」だけとなり、金融機関としてはそこに特化・集中して対応することも可能となる。換言すると、正常先・要注意先クラスに対して無担保のコベナント融資に近いモニタリング重視型のABLを適用すれば、金融機関は管理負担を抑えつつも経営実態把握の強化というメリットを享受できるということになる。

次章からは、このようなモニタリング重視型のABLに長年取り組んでいる信用金庫の事例として、京都信用金庫のABLについて紹介したい。なお、ヒアリングに際しては同金庫審査部のご協力を受けた旨を申し添える。

2. 京都信用金庫による取組みの足跡

(1) 京都信用金庫のABL

京都信用金庫は、平成19年から継続してABLに取り組んでおり、累計件数は約80件に及ぶ。その内訳は、約50件が太陽光発電関連（売電債権を含む。）、約30件が売掛金、診療報酬債権、在庫および機械設備を対象としたABLとなっている。在庫の種類としては、食材、肉類、宝飾品、酒類等と幅広い。当金庫は、当初から実態把握を目的としてABLに取り組んでいることから、保全面を重視する信用保証協会のABL保証については活用していない。

近年では、態勢整備の観点から規程やマニュアルの整備に注力する金融機関が多いようだが、そもそも当金庫ではABLの多様な実務を規程やマニュアルに網羅できるとは考えていない。組織として共有することが必要な事務フローを中心に規程・マニュアルを整備してはいるが、ポイントは人材育成だと強く認識している。とは言え、特にABLを重視した人材育成を行っている訳ではなく、審査部職員を講師とした研修のコマのひとつという位置付けだ。

つまり当金庫においては、ABLの実施そのものが目的とされていた訳ではない。融資実行後における事業者の商流理解や実態把握を徹底してきたこれまでの取組みが、結果としてABLという形に辿り着いたと言えよう。

外部の評価機関とは以前から連携しており、新規実行時の評価や毎年の実査時の再評価などの際に活用しているが、現状、評価した担保を一般担保化する予定はない。当金庫には無担保融資を厭わないカルチャーが根付いているため、新規融資の判断に際して担保の有無を大きな要素とは考えていない。

(2) 取組み事例と実践的PDCAサイクル

ここからは、当金庫によるABLの取組み事例の概要を紹介するとともに、PDCAの観点から当金庫がどのような教訓を得たかという点について述べる。

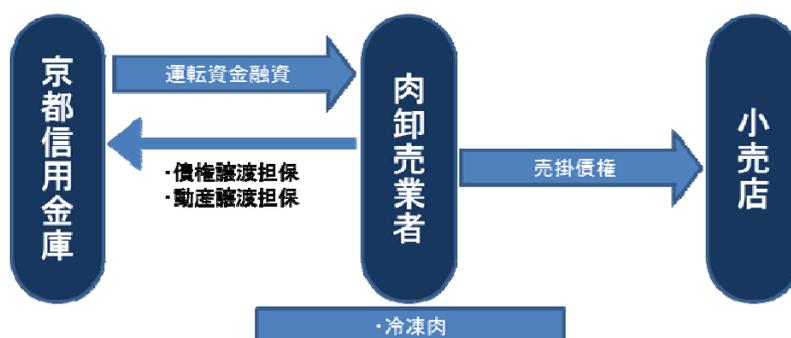
イ. 事例①「冷凍肉卸売業者」

本件は、当金庫が実査により商流を理解のうえ追加融資の実行に至った事例(図表8)であり、冷凍肉の卸売事業者向けABLである。

担保動産は冷凍倉庫内の冷凍肉で、倉庫業者の冷凍倉庫に保管されている。この冷凍倉庫には、本件事業者以外の事業者の所有物も合わせて保管されており、対応に際しては秘密保持が課題となった。このため、外部評価機関も同行した実査時は本件事業者の所有物に限り写真撮影・現物確認を行った。

また、倉庫業者が発行する預かり証をエビデンスとして在庫明細との突合を行ったところ内容は一致し、事業実態をより深く掘む機会となった。

(図表8) 取組み事例①



(備考) 京都信用金庫資料より信金中央金庫地域・中小企業研究所作成

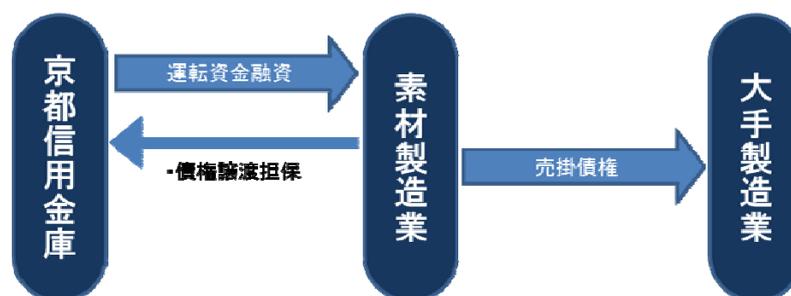
ロ. 事例②「素材製造業者」

本件は、当金庫が売掛金を担保として実行したABLにおいて、デフォルトに至ってしまった事例(図表9)である。

本件事業者は当初、納入先である大手製造業からの売掛金サイトの変更(長期化)要請を受けた。このため追加の運転資金需要が生じ、当金庫から売掛金を担保とした借入を行った。

当金庫は事業者の資金の流

(図表9) 取組み事例②



(備考) 京都信用金庫資料より信金中央金庫地域・中小企業研究所作成

れを掌握するため、売掛金の入金口座を自金庫口座に変更するよう要請したが、事業者は大手納入先が難色を示していることを理由として変更に応じなかった。このため当金庫は、交渉を継続しつつも売掛金明細、試算表、受注明細等によるモニタリングに取り組んだ。

その後、事業者はデフォルトに至ってしまうが、当金庫が担保である売掛金を確認したところ、大手製造業からの相殺によりすでに回収できる売掛金は無かった。

以上から当金庫は、入金口座を自金庫が管理可能な口座に指定できない場合、モニタリングの実効性を確保できないと結論付けた。

ハ. 事例③「和装小物製造・販売業者」

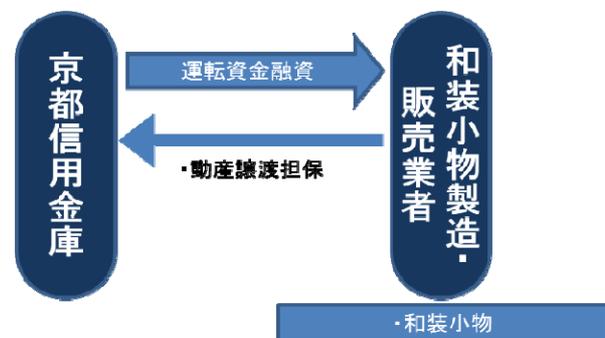
本件は、当金庫が在庫を担保として実行したABLにおいて、デフォルト後の在庫処分に取り組んだ事例（図表10）である。

当初、担保対象物の簿価は3億円近かったため、事業者としては簿価の半額であれば処分可能と見込んでいた。ところが外部評価機関による評価を行ったところ、簿価の5%程度の処分価値しか見込めないとの結果が出た。このため止むを得ずにその前提でバルクセールを行ったところ、簿価の1%程度の落札価格となってしまった。

やはりデフォルト後のバルクセールでは、販売側の立場が弱く買い叩かれる傾向にあり、処分コストも販売側の負担となる。一方で、デフォルト前に事業者自らが閉店セール等を行えば、通常の販売ルート上の処分であるため定価の半額程度で処分できる場合もある。

以上から当金庫は、緊密なモニタリングを通じてデフォルト前の在庫処分など適切なアドバイスを行い、事業者の手元により多くの事業継続資金を確保できるようにすることが重要と結論付けた。

（図表 10） 取組み事例③



（備考） 京都信用金庫資料より信金中央金庫地域・中小企業研究所作成

ここで触れた案件は全体の一部に過ぎないが、当金庫はABL案件の1件1件に対して高い問題意識を持って取り組んでおり、デフォルトに至ってしまった場合でもその要因を分析・検証し、以降の融資業務に向けた“教訓”として体系化している。これはPDCAサイクルのフローそのものであり、当金庫の態勢整備面での完成度の高さを象徴していると言えるだろう。

3. 地域相互扶助融資制度（CCL）への発展

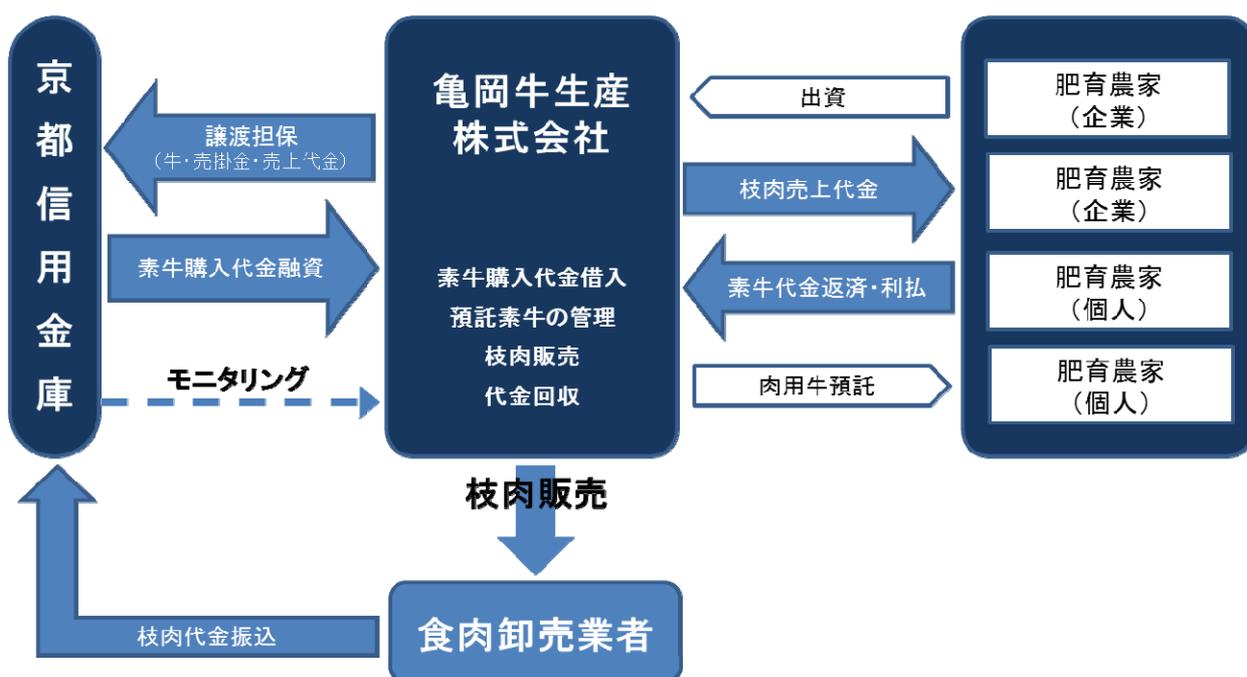
当金庫が運営する地域相互扶助融資制度（CCL：Community Cooperative Loan）は、平成19年から始まった制度である。同一地域で事業を営む複数の中小企業や個人事業主が共同で取り組む事業に融資を行うことにより、地域の産業振興や活性化につなげるとともに、コミュニティとしての連帯責任や団結、相互扶助的な地域の信頼関係の醸成を図ることを目的としている。当制度はABL案件以外にも広く活用できるが、第一号案件は、亀岡牛を対象としたABLとなった。（図表11）

融資先は、複数の亀岡牛生産農家が設立した亀岡牛生産株式会社で、預託牛管理法人である。当金庫は、各生産農家の牛、飼料、売掛債権を集合動産担保とし、牛舎を特定する占有改定の方法により担保設定した。当金庫によるモニタリングは、トレーサビリティ制度の個体識別データを活用し、亀岡牛生産株式会社に対して行う。

本件取組みは、当金庫が亀岡の肉牛肥育農家より相談を受けたことをきっかけに始まったが、その際の農家側の問題意識は、「亀岡牛」ブランドの確立とさらなる浸透を図るため全農から独立した共同事業が必要であり、そのために現在借りている牛の代金を決済する資金が必要というものであった。そこで当金庫は、複数の肉牛肥育農家が設立した共同会社に対して「亀岡牛」を担保としたABLを実施した。法人化の目的は、事業の持続性確保と品質・価格の安定にある。肥育農家においては互いに牽制機能が働き、競争原理による成長を基本としながら、相互扶助も必要となる形態とした。

地域相互扶助融資制度ではモニタリングが重要であり、ABLと組み合わせること

（図表 11） 地域相互扶助融資制度（CCL）を活用したABLの取組み事例



（備考） 京都信用金庫資料より信金中央金庫地域・中小企業研究所作成

によって、担保・保証に過度に依存することなく、かつ相互牽制機能により事業の継続性が担保されることとなる。

当金庫は、業種や地域によって千差万別となる事業に対し、「地域・コミュニティ」の持つ力を有効に機能する方法を共に考え、創り上げていくため、モニタリングに重要性を置き、さらに発展・拡大させていくこととしている。

なお、いずれにしても当金庫は、この地域相互扶助融資制度であるか、あるいはABLであるかといった形態の違いに関わらず、引き続きモニタリングを中小企業向け融資の生命線と位置付けている。

4. 京都信用金庫におけるABLの考え方

当金庫は、顧客が本来の事業価値を発揮できるよう支援を行うことが目指す金融サービスの姿であると考え、地域の情報や様々な融資手法を活用し、安定かつ円滑な資金供給に努めるとしており、その選択肢のひとつとしてABLを位置付けている。

そして当金庫は、ABLに対する考え方を次のとおり整理している。

- ABLは決して担保ではない。モニタリングさえ正しく行えば、必ずしも担保設定する必要はない。しかし、金融機関の真剣度や企業と一緒に課題解決を図るといふことの意味表示として、また正確な企業情報開示という問題をバランスシートから解決する手法である。
- 企業活動の中でCFを生み出す資金を担保するという事は、すなわち担保処分の必要が生じた時、それは企業の破綻を意味する。動産という担保に価値があるから融資を行うのではなく、良いも悪いも包み隠さず、正確な情報開示を行う信頼関係の担保と言える。
- ABLが担保となり得るとすれば、それは金融機関と企業がモニタリングを通して問題・課題を共有し、真剣にその解決策を考えるためである。
- 結果的に失敗もあるが、顧客の実態把握が深くできることは間違いない。また調達手段としての可能性は奥深いものがある。経験から得た教訓を活かし、それを研ぎ澄ましてABLを取組んでいくことこそが、京都信用金庫の役割である。

<当金庫資料より>

このように、当金庫のABLは無担保融資の延長線上にあり、むしろモニタリングを重視するコベナント融資に近く、これまで徹底・継続してきた商流の理解や実態把握への取組みがABLに昇華したとすることができるだろう。

担保の有無ではなく事業を見極めて判断を行う当金庫の融資スタンスは、近年本格化している創業・開業融資でも成功の鍵となっており、累計の案件数は約300件に達した。内訳は飲食業が中心であることから、当金庫は現在の財務状況だけを見ても意味がないと判断し、あくまでも将来キャッシュフローの見極めを徹底している。

おわりに

本稿では、ABLの先駆者である京都信用金庫の取組みを紹介したが、その背景には、長年受け継がれてきた無担保融資を厭わない目利き力が存在していた。当金庫はこの目利き力を裏付けとし、無担保融資を念頭に置きながらABLに着手したことで、業務として組織に定着させることにも成功した。もしも仮に当金庫が不動産担保融資の代替手段としてABLに着手していた場合、現在のような態勢を整備することは困難であったかもしれない。

地方創生、金融モニタリング基本方針といった観点から、最近では地域金融機関による事業性評価融資対応への期待が高まっているが、まさに当金庫のABLは事業性評価融資そのものであり、もはやABLという手法のカテゴリーで語るができない。

事業性評価融資への対応力は、今後5年～10年後を見据えた中小企業向け融資ビジネスを支える基盤である。いかに根拠を持って不動産担保融資からの脱却を図るか、この長年の課題を目利き力の向上で解決できれば、信用金庫は他業態に真似のできないビジネスモデルを確立できるだろう。

以上

(竹村 秀晃)

<参考文献>

- ・ 経済産業省「平成 24 年度産業金融システムの構築及び整備調査委託事業『動産・債権担保融資 (Asset-based Lending : ABL) 普及のためのモデル契約等の作成と制度的課題等の調査』報告書」(2013 年 2 月) [http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2013fy/E002425.pdf]
- ・ 経済産業省「平成 25 年度産業金融システムの構築及び整備調査委託事業『ABL 及び電子記録債権の普及促進のためのケーススタディ等』報告書」(2014 年 2 月) [http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2014fy/E003645.pdf]
- ・ 金融庁「まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成 26 年 12 月 27 日閣議決定)を踏まえた金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕への新たな事例の追加について」(2015 年 1 月)
- ・ 京都信用金庫「回収局面における実例から学ぶABL」

本レポートのうち、意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。また当研究所が信頼できると考える情報源から得た各種データなどに基づいてこのレポートは作成されておりますが、その情報の正確性および完全性について当研究所が保証するものではありません。

信金中央金庫地域・中小企業研究所 活動状況
(2015年5月末現在)

○レポート等の発行状況 (2015年5月実績)

発行日	分類	通巻	タイトル
15.5.1	内外金利・為替見通し	27-2	景気は回復基調を取り戻しつつあるが、コア消費者物価は前年比横ばい圏内
15.5.13	内外経済・金融動向	27-2	最近の雇用・所得環境と今後の見通し －人手不足感は根強いが、賃上げの波及ペースはなお緩やか－
15.5.22	経済見通し	27-1	実質成長率は15年度1.5%、16年度2.1%と予測 －民需主導で景気回復ペースは徐々に高まる見通し－
15.5.27	金融調査情報	27-4	信用金庫の職域セールスへの取組みについて
15.5.27	金融調査情報	27-5	地域銀行における「LINE」を介した情報配信への取組みについて

○講演等の実施状況 (2015年5月実績)

実施日	講演タイトル	主催	講演者等
15.5.1	「地域市場システム論～信用金庫の役割と地域経済活性化～」(協同組織金融機関の意義)	小樽商科大学 札幌信用金庫	松崎英一
15.5.7	地方創生対応支援セミナー	大垣信用金庫	松崎祐介
15.5.20	まち・ひと・しごと創生総合戦略と信用金庫の取組み	近畿地区信用金庫協会	松崎英一
15.5.22	省エネに向けた取組みについて	新発田商工会議所 新発田信用金庫	井上有弘
15.5.22	日本経済の現状と展望	東京三協信用金庫	斎藤大紀
15.5.25	まち・ひと・しごと創生総合戦略と信用金庫の取組み	阿南信用金庫	松崎英一
15.5.26	持続企業の条件とは(第二創業の進路)	栃木商工会議所 栃木信用金庫ほか	鉢嶺 実
15.5.27	地方創生に関する自治体向け提案策定	室蘭信用金庫	大野英明
15.5.28	地方創生に関する自治体向け提案策定	札幌信用金庫	大野英明
15.5.28	地方創生に関する自治体向け提案策定	北海信用金庫	大野英明

<信金中央金庫 地域・中小企業研究所 お問い合わせ先>

〒103-0028 東京都中央区八重洲1丁目3番7号
 TEL 03-5202-7671 (ダイヤルイン) FAX 03-3278-7048
 e-mail : s1000790@FaceToFace.ne.jp
 URL <http://www.shinkin-central-bank.jp/> (信金中央金庫)
<http://www.scbri.jp/> (地域・中小企業研究所)